平成２５年（フ）第１１４号
川崎市高津区上作延62番地　サンハウスＫ203、前住所川崎市高津区北見方１丁目29番18―307号
債務者　赤城　初子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
川崎市宮前区南平台５番５―506号　市営住宅
債務者　熊澤　吉幸
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
川崎市多摩区宿河原２丁目51番９号　登戸コーポ202
債務者　井上　鉄平
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
川崎市中原区上小田中２丁目13番５号　コーポＫＵＲＩＹＡＭＡ101、前住所川崎市高津区新作５丁目３番４号　コスモハイツ205
債務者　白鳥　光恭
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
川崎市多摩区長沢２丁目１番11号　イエローハイツＡ102
債務者　齊藤　英美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
川崎市中原区上平間282番地　ハウス白樺２階202
債務者　照井美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
川崎市宮前区土橋４丁目11番地３　ファミール宮前平Ｄ203、前住所川崎市高津区末長1587番地　ハイムロベリア203
債務者　高橋　竜太
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６６号
川崎市川崎区出来野９番15―609号　エタニティ川崎
債務者　吉田　雅彦
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
川崎市川崎区大師本町10番12―104号　コーポ・ケイ、前住所川崎市川崎区大師河原２丁目４番５号
債務者　渡邉　芳夫
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
川崎市高津区千年700番地　クレストハイム千歳213
債務者　清水　昭洋
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４２８号
群馬県高崎市浜川町25番地１
破産者　株式会社オートリンク
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５４号
群馬県多野郡神流町大字魚尾137番地の２
破産者　群一建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８３８０号
東京都杉並区下高井戸４丁目28－５
破産者　大山　文矢
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６４号
茨城県取手市戸頭９丁目７番15号
破産者　有限会社みのりランチ
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８９９号
名古屋市千種区東山元町４丁目21番地の１
破産者　エースコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
大津市湖城が丘17番11号ブライトンステージＡ203号
破産者　有限会社奥村設備
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部